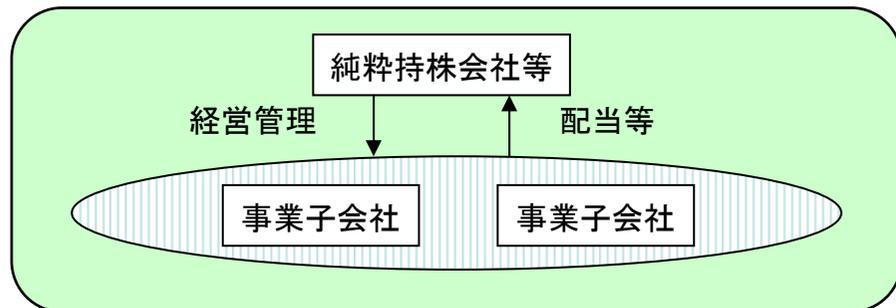


# 「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」の概要

【金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告】(平成23年12月15日)

## I. 純粋持株会社等に係る重要事実

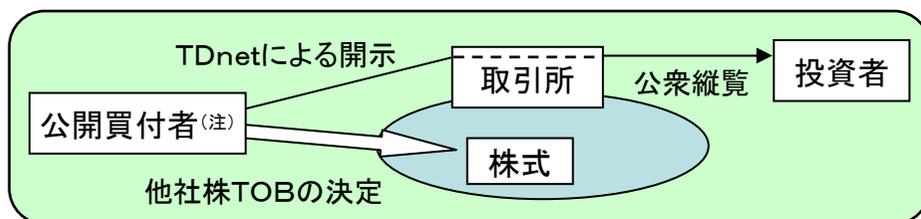


⇒純粋持株会社等に対する投資者の投資判断は連結ベースで行われるとの指摘

純粋持株会社等の場合、インサイダー情報に当たらない軽微基準は、単体ベースでなく、連結ベースの計数を基準に

(注)純粋持株会社等の範囲は、グループ会社からの収益(配当等)に依存(80%以上)する会社とする

## III. 発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置



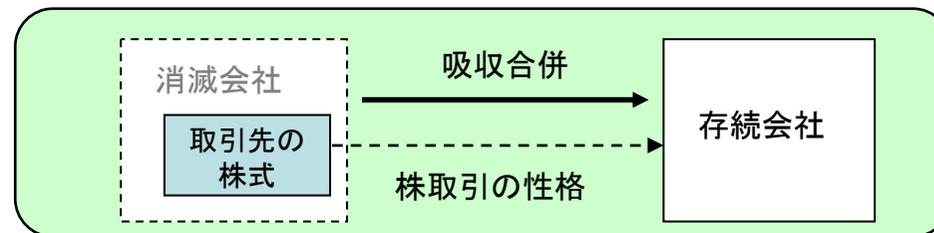
(注)公開買付者が上場会社以外の者の場合、TOB対象会社(上場会社)を通じて連名で行う場合に限る

公開買付者による他社株TOBのTDnet(適時開示情報閲覧システム)による開示をインサイダー取引規制上の公表措置として容認

(参考)自社株TOBのTDnetによる開示は、現行法上既に公表措置として容認済み

## II. 企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係

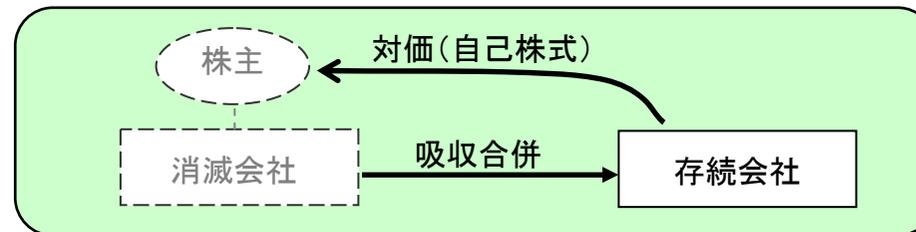
### 【組織再編による保有株式の承継】



組織再編による保有株式の承継はインサイダー取引規制の対象に(事業譲渡の場合と同様)

但し、インサイダー取引の危険性が典型的に低い場合(株式が承継資産の一部(20%未満)の場合等)は適用除外に

### 【組織再編の対価としての自己株式の交付】



⇒組織再編は事業を承継させる点に主眼。インサイダー情報を利用して株式の売買を行う典型的なインサイダー取引とは性質が異なる

組織再編の対価として自己株式を交付する場合は、インサイダー取引の危険性が典型的に低いため適用除外に(新株を対価にする場合と同様)